

+ 貨物概要

飲料の原料として使用する、砂糖 80%、ぶどう糖 16%、クエン酸 4 %を混合した混合糖。官能試験において明らかな酸味を有する。

+ 分類

関税率表第 1702.90 号 - 5 - (統計番号 1702.90-510)の香味料を加えたその他の糖類

+ 分類理由

ぶどう糖を 16%含有しているので、第 17.01 項の「甘しゅ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしゅ糖(固体のものに限る)」には分類されず、第 17.02 項の「その他の糖類」に分類されます。また、クエン酸を 4 %含有し、官能試験において明らかな酸味を感じることから、香味料を加えたものと認められ、上記のとおり分類されます。

(参考)クエン酸含有量が 5.0%以上の混合糖は第 21.06 項に分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります(関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)